

令和2年度後期授業料徴収猶予申請書類 確認票(一般学生用) except for foreign students

所属学部等	年次	学籍番号	申請者氏名(フリガナ) ()
-------	----	------	--------------------

申請に必要な書類は以下のとおりです。書類が整ったものについて、「整備」欄に○を付してください。
「説明番号」欄は、配付資料の書類別説明部分の番号です。不明な点は資料をもう一度確認してください。

提出条件	説明番号	整備	書類の種類・名称等
I 必須	(1)		令和2年度後期授業料徴収猶予申請票
	(2)		申請書類確認票(この用紙)
	(3)		申請書(第1号様式)
	(4)		家庭調書(一般学生用)(第2-A号様式)
	(5)		住民票(「世帯全員の住民票」と証明されている, 世帯全員分)
	(6)		令和2年度所得課税証明書(最新のもの)
	(7)		申請者(本人)の生活状況調査票(一般学生用)(第3-A号様式)
	(8)		結果通知用封筒(長形3号, 84円分の切手貼付け要)
II 該当する 場合は 必須	(5)		アパートの賃貸借契約書の写し
	(9)		在学証明書(本学在学学生は提出不要)
	(10)		授業料免除状況証明書(第4号様式)(本証明書の提出者は在学証明書は不要)
	(11)		高等学校学業成績証明書(第5号様式)
	(12)		出身大学等の学業成績証明書
	(13)		死亡診断書の写または除籍謄本
III 希望 該当 する のみ	(14)		収入に関する申立書(一般学生用)(第6-A号様式)
	(15)		母子(父子)世帯申立書(第7号様式)
	(16)		『障害者控除』に係る障害者手帳等, 要介護認定結果通知等の写し
	(17)		『長期療養者控除』に係る医師の診断書等関係書類
	(18)		『生計維持者別居による控除』に係る住居の賃貸借契約書等関係書類
	(19)		『災害等控除』に係る罹災証明書(市町村発行)等関係書類
IV 他の その	(20)		その他参考となる証明書 ()
	(20)		その他参考となる証明書 ()

【申請に当たっての注意事項】

- 申請書類は令和2年10月1日時点の状況(見込)で作成してください。
- 申請後10月1日までの間に状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。
- 書類は個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないものを提出してください。
- 提出書類は一切返却できません。問い合わせに迅速に対応できるよう必ずコピーを保管してください。
- 昭和地区及び桐生地区(太田地区含む)に申請する場合は、提出する申請書の原本の他にそのコピーもとって提出してください。
- 書類が不備な場合は申請を受付けできませんので、書類をよく確認の上、不備のないよう提出してください。

令和2年度 後期授業料徴収猶予申請要領

1. 申請資格者

○授業料徴収猶予

本学の入学許可者(非正規生除く)であって、以下のいずれかに該当する者。

ア) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

イ) 申請者又は生計維持者が各学期開始日前の6か月以内(新入学者は入学前の前年1月以降)風水害等の災害を受け、納入が困難と認められる者。

ウ) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合。

2. 申請の流れ

【新入生】

HPより申請書類をダウンロード→必要書類を準備 → 入学後受付(※1)

→ 再提出指導及び不足・追加書類の収集・提出 → 審査・判定 → 判定決定 → 結果通知(※2, 3)

※1) 必要書類は、以下4に示す指定の期日・提出先に郵送(簡易書留又はレターパック)してください。

※2) 結果は、12月中旬頃に、申請者から提出された「結果通知用封筒」で郵送します。

※3) 判定結果が不許可の場合は、すみやかに授業料の支払いが必要です。

【在学生】

HPより申請書類をダウンロード→必要書類を準備 → 申請受付(※1)

→ 再提出指導及び不足・追加書類の収集・提出 → 審査・判定 → 判定決定 → 結果通知(※2, 3)

※1) 必要書類は、以下4に示す指定の期日・場所に郵送(簡易書留又はレターパック)してください。

※2) 結果は、12月中旬頃に、申請者から提出された「結果通知用封筒」で郵送します。

※3) 判定結果が不許可の場合は、すみやかに授業料の支払いが必要です。

3. 申請書類

次頁以降を参照。実際に使用する様式は、全て片面印刷で使用してください。

なお、提出された書類は人物ごとに並べ替えて照合・管理を行うため、証拠書類のコピーを取る際には1枚の用紙に複数名の混在がありませんよう、個人ごとの書類の整理にご協力をお願いします。

4. 申請(受付)期間等

「郵送受付期間及び提出先」を参照。

5. 申請上の重要事項

(1) 徴収猶予の申請をした者は、判定が決定するまでは、授業料の納入を猶予されますので、納入の必要はありません。

※判定が決定する前に授業料を納入しますと申請資格が自動的に失われますので、徴収猶予申請を行う場合は結果が出るまで納入しないよう注意してください。

(2) 審査の諸手続きには、時間的な制約を伴うため、提出期限を厳守してください。

(3) 申請者である学生自身が家庭状況について十分に把握し、事務担当から質問を受けた際に回答できるようにしておいてください。

6. 学力基準

○授業料徴収猶予の対象となる学力基準

学 部	1 年 次 生	一般学生	次の①又は②のいずれかに該当すること ①高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.2以上であること ②高卒認定試験の合格者であること
		外国人留学生	基準を満たしている者とする
大学院	2 年 次 生 以 上	一般学生・ 外国人留学生	入学者は出身大学等の、在學生は前年次までの修得単位(科目)が標準修得単位数数(科目)数以上であって、その修得単位(科目)数のうち「B」以上が60%以上の者
		一般学生・ 外国人留学生	入学者は出身大学の、在學生は前年次までの修得単位(科目)数のうち、「B」以上の評価が60%以上の者 (外国人留学生の1年次生は基準を満たしている者とする)
		特別支援教育特別専攻科	入学者は出身大学の、在學生は前年次までの修得単位(科目)数のうち、「B」以上が60%以上の者

7. 申請書類作成上の基本的注意事項

- ・申請者は学生自身です。保護者等ではありませんので、必要事項は学生自身が記入してください。
- ・申請書類は、令和2年10月1日時点の状況(見込)で作成してください。
- ・本要領をよく読み、自分の家庭ではどの書類が必要になるのか十分に確認し、不備のないよう提出してください。特に、家族の収入に関して、場合によっては、全ての収入について明確にする必要がありますので、本人から事情等をよく聴取してください。
- ・提出された書類は返却しません。提出後、申請内容について問い合わせることがありますので、必ず提出書類全ての写しを取っておき、大学からの質問等に対応できるようにしてください。

8. 申請書類別の注意事項

項目番号は「確認票」に示す「説明番号」と同じです。確認票と各種様式を見ながら読んでください。

I. 提出条件が「必須」の書類

(1) 令和2年度後期授業料徴収猶予申請票

必要事項を記入して、申請書類と共に提出してください。

(2) 令和2年度後期授業料徴収猶予申請書類確認票

家庭・家計の状況に応じて、提出を要する書類を収集する必要があります。整った書類の「整備」欄には「○」を付けて、随時整備状況を把握してください。
この確認票も提出してください。

(3) 授業料徴収猶予申請書(第1号様式)

別紙「授業料徴収猶予申請書 記入上の注意事項」をあわせて参照。

※授業料徴収猶予を申請する場合は、これに準じて記入してください。

①申請書の年月日は、実際に書類を提出する日(郵送する日)を西暦で記入してください。

②申請書の本人及び保証人に関する事項は、各人の直筆により記入してください。

同一筆跡は、受理できません。

③保証人は、原則として両親のいずれかにしてください。両親がいないなどの場合は、祖父母、成人の兄弟姉妹等にしてください。※留学生について、保証人の記入は不要です。

④申請理由には家計状況、徴収猶予を受けた際に修学上どう役立つか等について記入し、文末に徴収猶予を受けたい旨を明記してください。

なお、申請の必要性について詳細を明確に記入していないもの、申請者以外の者が記入したものについては、書き直しとなります。

⑤生計維持者が、無職又は失業中の場合は、所定の欄に生活費の出所について簡潔に記入してください。

(4) 家庭調書(第2号様式)

別紙「家庭調書の記入について」を参照。

(5) 住民票(別紙「提出書類見本1」を参照。)

別居・同居を問わず、申請者を含め生計を一つにする(これを「同一生計」といいます。)家族全員について、「世帯全員の住民票」として、証明されているものを提出して

ください。※必ず最後に「世帯全員の住民票であることを証明する」旨の文言が入っているものがが必要です。

また、個人番号(マイナンバー)及び住民票コード以外の項目(世帯主、続柄等)は省略していないものを提出してください。

例)「別居で一人暮らしの祖父」の場合、祖父一人が記載されている「世帯全員の住民票」が必要。

参考)申請者の実家に同居している祖父母がおり、住民票は別にしている場合、授業料徴収猶予上、

祖父母は「同一生計」です。祖父母の「世帯全員の住民票」や各種書類が必要となります。

家族構成を決める「同一生計」について分からない時は、担当窓口へ早急に相談してください。

なお、就学者で住民票を異動していない方がいる場合は、該当者に係る住居の賃貸借契約書の写等を提出してください。学生寮居住者は、学校が発行する在寮証明書が必要です。ただし、本学の寮生については、在寮証明書の提出は不要です。

例)住民票は実家の住所のままで私立大の学生寮に住む兄がいる場合、「在寮証明書」が必要。

同様に、民間のアパートに住む場合は、契約期間(必ず令和2年10月1日が含まれていること)、入居者氏名、住所が明記されている賃貸借契約書の写しが必要(「重要事項説明書」、「契約の案内」、「賃貸借保証委託契約書」など賃貸借契約書以外の書類は不可)。

なお、同一生計(別生計)及び独立生計については大学が審査の上認定するもので、学生本人が決定することはできません。

(6) 令和2年度所得課税証明書(別紙「提出書類見本2」を参照。)

申請者を含め、生計を一つにする家族全員について、市役所等で発行する申請者本人を含む家族全員(令和2年10月1日時点で、18歳以下で、かつ、高校生以下の就学者及び未就学児を除く。)の所得課税証明書(合計所得金額、収入金額及び住民税額が記載されているもの)を提出してください。

収入が無い場合でも、必ず提出してください。収入が無い場合で、所得課税証明書の所得の内訳欄に「0円」と記載ができない場合には、発行役所で記載のない理由を確認し、申請時に必ず申し出てください。

例)18歳以上の高校生を除く就学者は、申請者(大学生等)を含めて所得課税証明書が必要。

例)19歳の高校生は、所得課税証明書が必要(19歳以上は無条件に必要)。

例)15歳で学校に在籍していない(就学者でない)方は、所得課税証明書が必要。

(7) 申請者(本人)の生活状況調査票(第3号様式)

「1か月当りの平均生活費」は、学生生活を送るために必要な申請者1人分の生活費の現状又は見込を1か月平均で記入してください。実家等で家族と同居している場合の食費や光熱費等は1人分を案分して算出してください。また、合計額は、収入と支出が同額となるように記入してください。

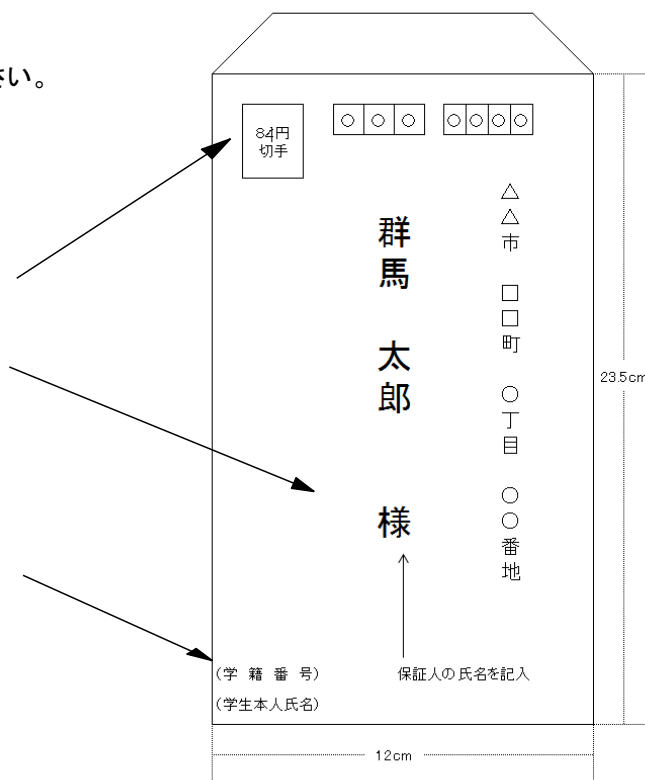
「奨学金の貸与・受給状況」は、配偶者を含めて、該当があれば記入してください。なお、奨学金の名称や給付期間等の確認を要するため、奨学生決定通知書等の書類の写しを提出してください。

(8) 結果通知用封筒

選考結果を通知するための大切な封筒です。
確実に届けられるよう、次の要領で作成してください。

1. 長形3号(定型・大, 12cm×23.5cm)の封筒(サイズ厳守)を提出してください。
2. 保証人の住所・氏名及び郵便番号を記入し、84円分の切手を貼付してください。(宛先には「様」を付けてください。)
3. 封筒の左下に、申請者の学籍番号及び申請者本人の氏名を記入してください。

※「学籍番号」は、授業後に配付される学生証に記載されています。受付時までに学籍番号が不明な場合は、受付時に担当者に確認してください。



Ⅱ. 提出条件が「該当する場合は必須」の書類

(9) 在学証明書(別紙「提出書類見本3」を参照。)

公立又は私立の高校・短大・大学・高専に加えて、専修学校(高等課程及び専門課程に限る。)に令和2年10月1日現在で在学する就学者がいる場合は、在学証明書を提出してください。

予備校生、職業訓練校生、専修学校(一般課程に限る。)等に通っている方がいる場合は、在学証明書の提出は不要ですが、学生証の写等を提出してください。

(10) 授業料免除状況証明書(第4号様式)

国立の大学・高専等に令和2年10月1日現在で在籍する就学者がいる場合は、大学等から前年度における授業料免除の申請状況について本様式により証明を受けて提出してください。この場合、(9)在学証明書の提出は不要です。なお、今年度授業のため該当しない場合でも、その旨の証明を受けて提出してください。また、本学在学学生については提出不要です。

(11) 高等学校学業証明書(第5号様式)

学部1年生で、高等学校卒業後本学に入学者の方は、出身高校の証明を受けて提出してください。

(12) 出身大学等の学業成績証明書

他大学等からの授業もしくは編入学者は、出身大学等の学業成績証明書を提出してください。なお、本学出身者及び既に提出済みの場合は不要です。

(13) 死亡診断書の写又は除籍謄本

令和2年4月から令和2年9月の間(新入学者は、平成31年1月以降)に生計維持者が死亡した方は提出してください。

Ⅲ. 提出条件が「該当する希望者のみ」の書類

以下の特別な控除に該当し、これを希望する方が提出する書類です。該当するからといって必ず提出を要するものではありませんし、該当すると思われる書類を全て提出する必要もありません。提出のあった書類の内、該当する部分についてのみを可能な範囲内で控除します。

(14) 収入に関する申立書(第6号様式)

就業年齢(15才以上)に達している方が無職・無収入である場合は、本様式を提出してください。

なお、本人以外の就学者(注:予備校生や職業訓練校生は就学者ではありません。)や生計維持者以外の公的年金生活者については提出不要です。

保証人欄については、申請書(第1号様式)に記載した保証人が記入してください。

平成31年1月2日以降、退職または廃業となり、令和2年10月1日現在において無職である場合には、退職日または廃業日が確認できる書類(例:退職証明書、離職票、資格喪失証明書、廃業証明書または廃業等届出書など)を必ず提出してください。

(15) 母子(父子)世帯申立書(第7号様式)

母子又は父子世帯の方は、本様式を記入してください。

保証人欄については、申請書(第1号様式)に記載した保証人が記入してください。

(16) 『障害者控除』に係る障害者手帳等、要介護認定結果通知等の写

身体又は精神に障害を持つ者、要介護認定(要介護3以上)を受けた方が家族におり、控除を希望する場合は、障害者手帳等、要介護認定結果通知等の写を提出してください。

(17) 『長期療養者控除』に係る医師の診断書等関係書類

申請日(郵送する日)現在6ヶ月以上に渡り、療養中の重症患者(生命の危機に直結しない慢性的病状は対象になりません。)が家族におり、多額の医療費支出があるため控除を希望する場合は、医師の診断書、領収書等の写、限度額適用認定証等の写を提出してください。

なお、療養費として認められる金額は、健康保険等で医療給付を受ける金額及び損害賠償等で補填される金額を除いた診療代又は治療代、医薬品代及び通院のための交通費等で、老人ホーム等入所費用は認められません。

また、領収書は申請日(郵送する日)から遡って1年以内に支払いがあったものについての実費を確認します。紛失等により提出できない部分については、控除対象となりません。

(18) 『生計維持者別居による控除』に係る住居の賃貸借契約書の写、光熱水費等の領収書の写

勤務の都合で主たる生計維持者が単身赴任等で別居し、経費が重複するため控除を希望する場合は、住居の賃貸借契約書の写、光熱水費、家具購入費等の領収書の写を提出してください。

なお、領収書は申請日(郵送する日)から遡って1年以内に支払いがあったものについての実費を確認します。紛失等により提出できない部分については、控除対象となりません。

(19) 『災害等控除』に係る罹災関係書類

令和2年4月から令和2年9月の間(新入学者は、平成31年1月以降)に、火災、風水害等により日常生活を営むための必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段に被害があって、将来長期(2年以上)にわたり支出増・収入減により著しく困窮状態におかれると見込まれる世帯で、控除を希望する場合は、市町村発行の罹災証明書の写、家屋等補修見積書、領収書等の写、損害に対し支払われる保険金、共済金及び損害賠償金等の金額が分かる書類(支払通知等)の写を提出してください。

なお、日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、生活に必要な最低限度の衣料、家具の購入費修理費等の経費が控除の対象となります。

また、災害控除は、生活手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合で、長期にわたって収入減が予想される年間の金額にも適用されますが、保険・損害賠償等で補填された金額は除きます。

Ⅳ. その他

(20) その他参考となる証明書

必要に応じて関係書類(健康保険証(写)等)を提出してください。

なお、学内の進学者で、以前に授業料免除申請実績のある方については、当時と今回の家庭状況を比較されますので、もしも内容に変化がある場合は、その変化を証明する書類を求められます。

以下に、「よくある例」と必要最低限の書類の種類を掲載しておきますので、必要だと思われる書類を予め準備しておいてください。

なお、あくまで「例」ですので、状況に応じて書類の種類が増えることがほとんどです。

内容によっては、あなた以外の家族が記入・押印等を要する書類が必要になります。自分なりに確認してみ、どのような書類が必要かの判断に不安がある場合は、早めに担当窓口へ状況を相談(詳細を説明)し、申請日(郵送する日)までに指示された書類が整うよう計画的に進めてください。

例) 令和元年度後期に申請実績があり、その当時は兄が大学院生で同一生計の就学者であったが、令和2年3月に大学院を修了し、4月から就職したことに伴い一人暮らしを始め、一人で生計を立てているため、兄が別生計となった。
これを証明する書類として、最低限求められるものは、次のとおり。
→兄の住民票及び健康保険証の写
※ただし、令和2年10月1日現在で住民票を異動していない場合には、原則同一生計となり、兄の書類一式を提出する必要があります。

例) 令和2年前期以前に申請実績があり、その当時別居していた同一生計の祖父母は元気だったが、令和2年6月に祖父が死亡した。＝①同一生計者の減。
これに伴い、祖母があなたの実家に越してきた。＝②家族の住所変更
これを証明する書類として、最低限求められるものは、次のとおり。
①祖父の除籍謄本又は死亡診断書の写
②祖母の「世帯全員」の住民票
※家族と住民票上で世帯分離している場合や住民票を実家に移していない場合

家庭調書の記入について

！注意！

上段、中段の右側、下段にある 太枠で囲まれている部分について申請者は記入しないでください。

①就学者を除く家族 について

- (1) 「就学者を除く家族」欄は、同居・別居を問わず申請者と生計を一つにする家族全員(就学者を除く。)について記入してください。③に記入する就学者(小学、中学、高校、高専、専修学校(専門課程・高等課程)、大学等に在籍している兄弟姉妹等)は、①に記入しないでください。
年齢の欄は、基準日である令和2年10月1日現在で記入してください。記入日や申請日(郵送する日)現在ではありません。
- (2) 「職業」欄は、例えば「商業」などと記入せず、食品小売商、洋服仕立業、国家公務員、地方公務員、小学校教員、会社員というように記入してください。なお、専業主婦、家事手伝い、無職の者等についてはその旨を記入してください。また、専業主婦、家事手伝い及び無職の者については収入に関する申立書(第6号様式)を提出してください。
- (3) 「勤務先」欄は、〇〇商店、株式会社〇〇、〇〇省〇〇局、〇〇市立〇〇小学校などのように記入してください。
なお、自営業等の事業主(専従者を含む。)、会社役員の場合は〇〇商店経営、〇〇会社社長、代表取締役、専従者等と具体的に記入してください。

【参考】申請書類別注意事項(5,14)

②家庭の収入状況 について

申請者による記入は不要です。ただし、必要書類は漏れなく揃えて提出してください。

③本人以外の就学者 について

- (1) 就学者について
「就学者」欄は、小学、中学、高校、高専、大学(大学院、専攻科及び短期大学を含む。)、特別支援学校、専修学校(専門課程・高等課程)に在籍している家族について記入してください。③に記入した就学者は①に記入しないでください。
※予備校、職業訓練校、その他就職先で運営している大学校等に在学する者は「就学者を除く家族」の欄に記入してください。
年齢の欄は、基準日である令和2年10月1日現在で記入してください。記入日や申請日(郵送する日)現在ではありません。
- (2) 授業料免除の状況欄について
国立の大学・高専等に在籍する兄弟姉妹等がいる者は、前年度における授業料免除の申請状況を記入してください。なお、**授業料の年額は免除後の金額ではなく、当該学生に係る授業料の年額を記入してください。**

【参考】申請書類別注意事項(5, 6, 9, 10)

④特別控除について

- (1) 母子(父子)世帯控除について
母子(父子)世帯の方は、必要事項を記入してください。
※母子(父子)世帯申立書(第7号様式)の提出が必要です。

【参考】申請書類別注意事項(15)

- (2) 障害者控除について
該当する方がいる場合は、必要事項を記入してください。
※障害者手帳等の写又は要介護認定通知等の写の提出が必要です。

【参考】申請書類別注意事項(16)

- (3)長期療養者控除について
該当する方がいる場合は、必要事項を記入してください。
※医療費等の実費に関する書類の写の提出が必要です。

【参考】申請書類別注意事項(17)

- (4)生計維持者別居による控除について
該当する方がいる場合は、必要事項を記入してください。
※賃貸借契約書等の実費に関する書類の写の提出が必要です。

【参考】申請書類別注意事項(18)

- (5)災害等控除について
該当する世帯は、必要事項を記入してください。
※罹災証明書等の被害等に関する書類の写の提出が必要です。

【参考】申請書類別注意事項(19)

⑤多子世帯・生活保護・養護施設退所者 について

- (1)多子世帯について
子ども(18歳未満の者又は就学者)が本人を含めて3人以上の世帯であるかどうか記入してください。

- (2)生活保護について
令和2年10月1日時点で生活保護を受けているかどうか記入してください。
保護決定通知書の写しを提出してください。

- (3)養護施設退所について
児童福祉法に基づく「児童養護施設」、「小規模住居型児童養育事業を行う者(いわゆるファミリーホーム)」、「児童自立支援施設」、「自立援助ホーム」等を18歳で退所した者であるかどうか記入してください。
また、有の場合には退所年月も記入してください。
養護施設等を退所したこと等を証明する書類(措置解除決定通知書等)の写しを提出してください。

授業料徴収猶予申請書

↓申請日(郵送する日)

(西暦) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部 学科(専攻科)

研究科 学 府 修士・博士(前期)課程 博士・博士(後期)課程 専 攻

申請者が記入

入学年月 年 月 (入学 編入学)

在籍学年 年次 (学籍番号)

フリガナ (本人が署名すること)
本人氏名

(〒 -)
本人住所 **住民票の住所によらない、実際に住んでいる住所(アパート名、部屋番号も)**

電話番号 本人携帯 - - 実家 - -

必ず保証人が記入

(日本国内在住者) 変更したらすぐに窓口へ申し出ること 固定電話がない場合は保証人の携帯電話番号
※外国人留学生は不要

保証人氏名 (保証人が署名すること) (本人との続柄)

保証人住所

授業料の納入が困難なため、令和2年度 後期授業料の徴収猶予を願いたく関係書類を添えて申請いたします。

◆[申請理由] (本人が具体的に記入すること)

○申請者本人(本人以外は不可)が、日本語又は英語で、必ず直筆で記入すること。

(英語で記入する場合は、別紙に日本語訳(プリンターでの印字可)の添付を忘れないこと。)

○次の事項を必ず文章中に盛り込むこと。(制度の主旨を理解した上で、申請の必要性の詳細を記入。)

1. 現時点で授業料の支払い・捻出が困難である具体的な家庭の収入状況とその理由

(親への負担軽減, ローンの返済, 将来のために貯金を崩したくない, などは認められない。)

(大変だ, 困っている, 収入が少ない, などの主観的な表現は避ける。)

2. 授業料の徴収猶予を受けた際に修学上どう役立つのか

3. 文末に「徴収猶予を受けたい」旨の一文

[主たる生計維持者が無職(失業中)の場合:生活費の出所]

[提出書類見本]

自治体や発行場所により、証明書名や様式は異なります。

○1. 住民票 ※世帯全員のもの(コピー不可)

(本人が住民票を移している場合、本人のみの住民票も必要)

住 民 票

群馬県前橋市

住所 前橋市荒牧町四丁目2番地 世帯主 群馬 太郎

個人番号(マイナンバー)、住民票コードは必ず省略すること。

世帯主等の続柄は省略不可

注意

氏名	群馬 太郎	生年月日	昭和40年1月1日	性別	男	続柄	世帯主	住民票コード	省略
本籍	前橋市荒牧町四丁目2番地	筆頭者	群馬 太郎	住民日	昭和40年1月1日	個人番号	省略	住民日	昭和60年1月1日 転居
前住所	前橋市大手町一丁目1番地	住民日	昭和60年1月1日 届出	個人番号	省略	住民日	昭和60年1月1日 届出	個人番号	省略

氏名	群馬 花子	生年月日	昭和42年1月1日	性別	女	続柄	妻	住民票コード	省略
本籍	前橋市荒牧町四丁目2番地	筆頭者	群馬 太郎	住民日	昭和40年1月1日	個人番号	省略	住民日	昭和60年1月1日 転居
前住所	前橋市大手町一丁目1番地	住民日	昭和60年1月1日 届出	個人番号	省略	住民日	昭和60年1月1日 届出	個人番号	省略

氏名	群馬 一郎	生年月日	平成2年1月1日	性別	男	続柄	子	住民票コード	省略
本籍	前橋市荒牧町四丁目2番地	筆頭者	群馬 太郎	住民日	平成2年1月1日	個人番号	省略	住民日	平成2年1月1日 出生
前住所		住民日	平成2年1月9日 届出	個人番号	省略	住民日	平成2年1月9日 届出	個人番号	省略

氏名	群馬 二子	生年月日	平成4年1月1日	性別	女	続柄	子	住民票コード	省略
本籍	前橋市荒牧町四丁目2番地	筆頭者	群馬 太郎	住民日	平成4年1月1日	個人番号	省略	住民日	平成4年1月9日 出生
前住所		住民日	平成4年1月9日 届出	個人番号	省略	住民日	平成4年1月9日 届出	個人番号	省略

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

前橋市長 〇〇 〇〇

群馬県前橋市長之印

○2. 所得課税証明書 (コピー不可)

(18歳以上(高校生除く)であれば、所得の有無に関わらず、全員必要です)
(合計所得金額、収入金額及び住民税額が記載されているもの)

市民税・県民税(所得・課税)証明書

住所 〇〇市〇〇町四丁目2番地 氏名 群馬 太郎

収入額及び所得額が記載されているか確認してください。

交付番号 100000

年分合計所得金額 ￥000000

所得の内訳	(給与収入)	￥000000	住民税額の記載について確認してください。 (0円、非課税の記載の場合もあります。ーや*は再度取り直しになります。)
	給与	￥000000	
	以下余白		

年度	市民税		県民税		年税額
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	
市民税額	￥0000	￥0000	￥0000	￥0000	￥0000

所得控除の内訳	社会保険料控除額	￥000000	扶養人数	控除対象配偶者	無
	生命保険料控除額	￥000000		特定扶養	〇人
	扶養控除額	￥000000		老人	〇人
	所得控除額合計	￥000000		その他扶養	〇人

参考事例

Q: 役所に行き、所得課税証明書の申請をしたが、非課税証明書が交付されるとのことでした。非課税証明書のみでよろしいでしょうか?

A: まずは、収入、所得及び課税額が記載されるか確認してください。記載される場合は、その書類を提出してください。記載されない場合は、収入を役所に申告することで、収入、所得及び課税額の証明が出来るようになります。詳細は、市区町村役場の担当窓口へ問い合わせをしてください。

○3. 在学証明書

第 〇〇 号

在 学 証 明 書

在学年 _____ 1年

氏名 _____

平成 〇 年 〇 月 〇 日 生

上記のとおり在学していることを証明する。

〇〇年 〇月 〇日

10/1 現在の状況を確認する必要があります

群馬県立〇〇高等学校長 〇〇 〇〇

群馬県立〇〇高等学校長印

令和2年度<<後期>>授業料免除申請書の郵送受付期間及び提出先

受付地区	申請希望学生所属等区分	郵送受付期間	郵送提出先(担当課・係・連絡先)		
荒牧地区	共同教育学部	【授業料免除・徴収猶予】 8月24日(月)～ 9月15日(火)郵送必着	群馬大学 学務部 学生支援課 学生生活係 〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 TEL 027-220-7141 TEL 027-220-7144 E-mail: kk-gkosei2@jimu.gunma-u.ac.jp		
	特別支援教育特別専攻科				
	教育学研究科				
	社会情報学部				
	社会情報学研究科				
	医学部			1年生	
	理工学部			1年生	
昭和地区	医学部	医学科	2～6年生	【10月入学料免除・徴収猶予 (10月入学の授業料免除も含む)】 10月2日(金)郵送必着	群馬大学 昭和地区事務部 学務課 学事・学生支援係 〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22 TEL 027-220-7796 E-mail: kk-mgakumu7@jimu.gunma-u.ac.jp
		保健学科	2～4年生		
	医学系研究科				
	保健学研究科				
桐生・太田地区	理工学部	2～4年生		群馬大学 理工学部 学生支援係 〒376-8515 桐生市天神町1-5-1 TEL 0277-30-1042 E-mail: kk-kogaku4@jimu.gunma-u.ac.jp	
	理工学府	博士前期課程			
		博士後期課程			

【重要】

- ※ 郵送(簡易書留又はレターパック)で提出してください。
- ※ 申請者間公平性の確保から、上記期日を過ぎた場合は受付できませんので十分に注意してください。
また、指定された地区以外での申請も受付できません。(例 ×医学科1年生が昭和地区で申請)
- ※ 上記期間に提出が困難な場合は、事前提出も受付ます。
- ※ 大学からの問い合わせに迅速に対応できるよう、担当係の電話番号を登録しておいてください。

令和2年度 後期授業料徴収猶予申請票

所属学部等		専攻名 学科名等	
学籍番号		氏名	

以下の項目は、申請のための大切な約束事項です。
内容を確認し、理解しましたら右のチェック欄に○を記入してください。↓

申請に必要な情報を、家族からよく聴き取った上で、必要書類を作成・収集します。 虚偽の申請内容が発覚した場合は、どのような不利益が生じても不服申立てを行いません。	
書類の作成及び大学への対応は誠実に行い、問い合わせがあった際には迅速に対応します。 また、問い合わせに対応するためにも、申請書類一式のコピーを行います。	
今後の授業料免除に関する申請に当たっては、群馬大学ホームページ並びに教務システムのお知らせを確認します。	
本学の授業料徴収猶予は、「群馬大学授業料免除(徴収猶予)者選考基準」に基づき審査の上、学生支援運営委員会にて審議します。 申請書類提出にあたっては、大学の指示に従って必要書類を準備・提出します。	

次の質問に答えてください。

本学における授業料免除申請歴の有無	「有」の場合、直近の申請時期
有 ・ 無	_____年度の、 前期 ・ 後期 分

選択肢は、該当する方に○を付してください。

授業料徴収猶予申請書

(新入生用)

年 月 日

群馬大学長 殿

学 部

学科(専攻科)

研究科
学 府

修士・博士(前期)課程
 博士・博士(後期)課程

専 攻

入学年月 年 月 (入学 編入学)

在籍学年 年次 (受験番号 番)

フリガナ (本人が署名すること)

本人氏名

(〒 -)

本人住所

電話番号 本人携帯

-

-

実家

-

-

(日本国内在住者) ※外国人留学生は不要

(保証人が署名すること)

保証人氏名

(本人との続柄

)

保証人住所

納入期限内に入学料の納入が困難なため、令和2年度後期授業料の徴収猶予を願いたく
関係書類を添えて申請いたします。

◆[申請理由] (本人が具体的に記入すること)

[主たる生計維持者が無職(失業中)の場合:生活費の出所]

※該当する口にレ をしてください。

注意! [] 太線で囲った部分について、申請者は記入しないこと。

本人 学籍番号 氏名 年齢 通学区分 職業(常勤) 勤務先 就職年月 給与収入 給与以外の所得 給付型奨学金(令和2年1月~12月)受給状況

①就学者を除く家族 続柄 氏名 年齢 職業 勤務先 給与収入 給与以外の所得

②家庭の収入状況 区分 続柄 本人(千円) 父(千円) 母(千円) 収入 給与 給与以外の所得

③本人以外の就学者 続柄 氏名 学校名 設置区分 通学区分 前年度授業料免除状況 授業料年額

④特別控除 母子・父子世帯 障害者のいる世帯 長期療養者のいる世帯 主たる生計維持者の別居 風水害等を受けた世帯

⑤ 子供(18歳未満の者又は就学者)が本人を含め3人以上の世帯 無・有 養護施設退所 無・有(年月退所) 生活保護 無・有

大学認定 申請区分 1:一般 2:家計 3:学力 4:生計維持者死亡 5:災害 6:JASSO 7:その他 世帯人員 学 力

申請者(本人)の生活状況調査票

学籍番号 _____
氏 名 _____

1. 通学状況

通学区分	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 自宅外	<input type="checkbox"/> 学生寮
10/1現在の現住所			

※該当する□に✓をしてください。

2. 1か月当りの平均生活費

収入金額 (1 か 月 平 均)		支出金額 (1 か 月 平 均)	
家族からの支給	円	食 費	円
定職収入	円	住 居 費	円
アルバイト収入	円	光熱水料費・通信費	円
JASSO第一種奨学金	円	被服費・交際費・娯楽費	円
JASSO第二種奨学金	円	交 通 費	円
その他の奨学金	円	書籍学用品費・部活費	円
預貯金の取り崩し	円	預 貯 金	円
その他 ()	円	そ の 他 ()	円
合 計	円	合 計	円

※収入と支出の合計額が同額になるよう記入してください。

3. 令和2年1月以降の奨学金貸与・受給状況(配偶者を含む。入学時や留学時等の一時金を含む。)

番号	名義	奨学金名称	種別	受取開始年月	終了予定年月	月額	令和2年1~12月の受取(予定)額
1	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 給付	年 月	年 月	円	円
2	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 給付	年 月	年 月	円	円
3	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 給付	年 月	年 月	円	円
4	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 給付	年 月	年 月	円	円
5	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 給付	年 月	年 月	円	円

※該当する□に✓をしてください。(複数選択不可)

※JASSOの貸与奨学金は、記載しないでください。

※採用決定通知等の、採用者氏名、支給期間、金額等が分かる書類の写しを添付してください。

授業料免除状況証明書

※群馬大学在学学生記入欄

申請者	所属大学院・学部, 課程, 専攻, 学科名等		
	群馬大学		
	学籍番号	学年	氏名

このたび、群馬大学に在学(入学予定)の上記兄弟姉妹等が、授業料免除等の申請に必要としますので、私の前年度の授業料免除実施状況について証明をお願いします。

※他大学等在学学生記入欄

依頼者	所属学校名, 学部, 課程, 専攻, 学科名, 昼夜区分等		
	(昼間・夜間主)		
	学籍番号	学年	氏名

記

※以下、証明者以外の記入不可。

令和元年度実施状況	<input type="checkbox"/> 令和2年度入学者のため、該当しません。 ※ただし、学内で学部から大学院へ進学したような内部進学者については、以下により証明願います。		
	授業料の年額(免除実施前の年額)		円
	前期	<input type="checkbox"/> 申請なし <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> その他()	免除額 円
	後期	<input type="checkbox"/> 申請なし <input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> その他()	免除額 円
	通学区分	<input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学 <input type="checkbox"/> 寮	備考

該当する項目の口をチェック✓してください。
なお、依頼者欄及び通学区分については、令和2年10月1日現在の状況を証明願います。

上記のとおり証明します。

年 月 日

学 校 名 _____
 証明者所属部署・職名 _____
 証 明 者 氏 名 _____ 印
 連 絡 先 _____

【本様式の提出が必要な者】 国立の学校に在学する兄弟姉妹等がいる者

【本様式の他に必要な書類】

○住民票の住所と異なる住所に居住している者は、アパートの賃貸借契約書の写し

○寮に居住している者は、在寮証明書

【その他】 本証明書を提出した者は、「在学証明書」の提出を省略できます。

収入に関する申立書

学籍番号

氏名

下記のとおり(無職・無収入)状態であることを申し立てます。

※該当するものを, ○で囲んでください。

記

該当者氏名等	10月1日現在(才)
	申請者との続柄()
無職・無収入の状態となった理由・経緯, 令和2年10月1日現在の状況及び今後の予定等	

※虚偽の申立内容が発覚した場合, 免除結果が不許可となることがあります。

上記のとおり, 相違ありません。

年 月 日

保証人氏名 続柄()

(第1号様式の保証人と同一人物)

【本様式の提出が必要な者】

・15歳以上で, 無職・無収入の者(本人以外の就学者, 生計維持者以外の公的年金受給者は除く)

・平成31年1月2日以降, 退職または廃業となり, 令和2年10月1日現在において無職である場合には, 退職日または廃業日が確認できる書類(例:退職証明書, 離職票, 資格喪失証明書, 廃業証明書または廃業等届出書など)を必ずこの様式に添付して提出してください。

事務担当者確認欄: 有・無

母子（父子）世帯申立書

学籍番号

氏名

下記のとおり、私の世帯が母子（父子）世帯であることを申し立てます。

記

(西暦) _____年 _____月に、

[父 ・ 母] と [死別 ・ 生別] したため

※該当するものを、○で囲んでください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保証人氏名 _____ 続柄 ()

(第1号様式の保証人と同一人物)